

R2.10.20 更新

『浜松市 3 密対策事業者支援事業費補助金』 補助制度のご案内

(補助金募集要領)

【お問い合わせ】

浜松市 3 密対策補助金事務局

住 所： 〒430-0944 浜松市中区田町 324-3 (EPO 浜松ビル 2F)

フリーダイヤル： 0120-368-567

直通番号： 053-452-4922

浜松市3密対策事業者支援事業費補助金の実施概要

1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、感染蔓延期から収束期において、継続的に感染対策に資する事業を実施した、**個人事業主**や**中小企業者等**に対して事業費の一部を支援します。

2 申請受付期間

令和3年1月31日（日）まで

3 補助対象期間

令和2年1月6日（火）～ 令和2年12月31日（木）まで

※上記期間内に実施した事業が補助対象となります。（詳細は後記の「補助対象となる経費」をご覧ください。）

4 補助金の額

補助対象経費の1/2を助成（最大30万円を上限）

※1事業者の受領可能上限額（30万円）に達するまでなら何度でも申請可能。

5 対象となる事業者

以下のすべての条件を満たしている場合に助成の対象となります。

- ① **運輸業、小売業、保険業、不動産業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理美容・クリーニング・旅行業等）、娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉**に該当する業種のうち**別表1**に定める業種を営むもの。
- ② 上記業種の内、市内で業を営む**個人事業主**、市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する**中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等（社会福祉法人、医療法人等）**

業種	中小企業の要件	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※主たる業種が「製造業」「建設業」「卸売業」の場合は①の対象業種ではありませんが、従たる事業で①の事業を行っている場合には補助の対象となります。

- ③ 市税を滞納していない者
 - ④ 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者
(特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く)
 - ⑤ 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者
- ※①～⑤の要件を全て満たせば、市外在住で浜松市内で事業を営んでいる方も申請可能です。

6 補助対象となる経費

(1) 対象となる経費

申請者のサービスを楽しむ人が使用する店舗(対象業種を営む施設・場所)であり、不特定、多数の方が利用するエリア(客席、客室、待合室、教室、売場など)に対して、安心して来店又は訪問できるように実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する工事費及び物品などの購入費に係る費用を補助します。

厚生労働省が注意喚起を行った令和2年1月6日以降に契約したもので、**12月31日までに設置・改修し、令和3年1月31日までにその支払処理を済ませた**※下記経費が補助対象となります。

※リース料については、12月31日までにすべての支払いが完了している必要はありませんが、定期的な補助金交付申請が必要となります。

補助対象経費	対象一例
工事費	感染拡大防止に効果のある工事・改修費 窓の新設・増設、換気扇の新設・増設、オープンテラス設置工事、間仕切りの設置工事等
物品購入費	補助金対象事業を行うために必要な物品(繰り返し使用ができるものに限る。)の購入に要する経費 フェイスシールド、つい立、非接触型体温計、キャッシュレス導入、ビニールカーテン、その他窓の開放等と併せて使用することで換気を促進することが出来る物品(扇風機、サーキュレーター、エアコン、空気清浄機等)
リース料	賃貸借契約に基づく賃料(不動産は除く)、ファイナンス・リース契約に基づくリース料その他補助対象事業を行うために必要な物品を当該物品の所有権を取得せずに調達するために支払う対価として市長が認めたもの(物品本体及び関連付属設備の調達のための経費に限り、保守点検料、光熱水費、通信費その他維持管理経費を除く。)

※申請内容によっては補助対象にならない場合があります。

その他詳細な対象物品は **別表2** のとおり

(2) 補助対象外の経費(一例)

- ・従業員等のみが使用するスペースにかかる工事費や物品の購入、訪問先での工事費
従業員のみとは、店舗の経営者、従業員、その他取引業者などの店舗内における最終消費者以外の人。
- ・複数回の使用ができない消耗品にかかる経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・領収書やレシートなどがなく、令和3年1月31日までの支払が証明できない経費
- ・内訳が不明なリース料(補助対象外経費が含まれている可能性があるため)

- ・契約時点で契約総額が未確定のリース料（従量制の経費を含めた契約など）
- ・感染症拡大につながる恐れのある事業に対する経費
- ・特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業に対する経費
- ・法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業に対する経費
- ・補助金対象事業と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業に対する経費

例) 持続化補助金（※用途を限定されていない持続化給付金ではありません）、

私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 等

- ・「新しい生活様式支援天竜材活用事業」の補助金交付を受けたもの
- ・申請書類から補助金対象事業の実施内容や支払金額が読み取れない経費
- ・振込手数料や代引き手数料

※NITE（製品評価技術基盤機構）、厚生労働省などが示す有効塩素濃度が35ppm以上の次亜塩素酸水を生成する機器を導入する場合、補助対象となりますので導入した機器の性能が分かる書類を申請書に添付してください。ただし、設置目的や条件によっては補助対象外となる場合があります。また、次亜塩素酸水を噴霧する機器については、引き続き対象外です。

7 申請方法等

(1) 申請様式の入手方法

申請様式は以下の方法で入手できます。

①浜松市公式ホームページ

浜松市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kanko/corona/sannmitsu.html>

②市役所等での配布

- ・浜松市観光・シティプロモーション課（浜松市役所本館4階）

③申請書希望者への郵送

- ・申請書希望者へ様式を郵送いたしますので、事務局までご連絡ください。

(2) 申請方法

下記へ郵送又はWEBを利用した電子申請のいずれかにより申請してください。
密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

①郵送

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和3年1月31日（日）までの消印が有効です。

(宛先) 〒430-0944 浜松市中区田町324-3(EPO浜松ビル2階)

「浜松市3密対策補助金事務局」あて

②WEB

WEB申請の場合は、下記サイトよりお申込みください。

(URL) <http://sec.tobutoptours.co.jp/2020/hamamatsu-3/>

(3) 申請書類

申請にあたり下記の書類が必要となります。

申請様式 ※WEB 申請の場合は、同じ項目のフォームを入力
1. 浜松市 3 密対策事業者支援事業費補助金交付申請書 (第 1 号様式) ・複数店舗運営事業者は、対策したすべての店舗情報を記載し、申請を1回にまとめてください。
添付書類 ※WEB 申請の場合は、該当部分をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
2. 業種・業態等が確認できる書類 業種や屋号など申請者の情報確認のため、下記のいずれかの書類が必要となります。 ①法人の場合 └ 法人登記簿(登記事項証明書) の写し ※必須 ②個人事業主の場合 └ 確定申告書 (所管税務署の受付印が有るもの)の写し ※開業届、営業許可証、個人事業開始申告書、開設届(診療所等の場合)など、業種や屋号など申請者情報が確認できる書類でも可。
3. 補助対象経費の支出内容が分かる書類 「補助対象経費の内訳」と「支払いが完了日」等を確認するため、下記の内容が分かる書類が必要となります。 支払った 金額 と 支払日 とその 内訳 が確認できるもの(レシートや領収書、見積書、契約書など)
4. 補助金対象事業を実施した状況が分かる写真 「補助対象事業の内容」や「事業の実施」等を確認するため、次の写真が必要となります。 事業実施後 の写真をご提出ください └ 物品購入の場合)・・・購入・設置した物品や機器などの 写真 └ 工事の場合)・・・工事完了後の 写真 ※つい立などを自作するために材料を購入した場合は、完成後の写真を提出してください。
5. その他、浜松市より提出を求められた書類 上記の必要書類の他、審査のため追加で提出を求める場合があります。 ※浜松市に納税義務の無い方は、納税地での納税証明書を必ず添付してください。 ※リース料を含めて申請する場合は、見積書(積算内訳が分かる書類)と契約書が必須となります。 申請日以降に支払うリース料を含めて申請する場合は、第 3 号様式も提出してください。

8 支給の決定

(1) 支給の時期

申請書類の内容を審査し適当と認められ後、順次支給します。交付金額については、入金された金額によりご確認ください。

(2) 不支給の通知

審査の結果、支給できない場合のみ不支給に関する通知を発送します。

(3) 支給の取消

必要に応じて対象施設等の実態について報告や検査を求めることがあります。
支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は交付決定を取り消します。その場合、補助金を返金していただきます。

9 その他

- ・申請者については、3密対策を実施済の店舗として、浜松市公式ホームページ等に対店舗名や店舗住所等を掲載させていただきます。
- ・交付決定者へは、3密対策を実施したことが分かるステッカーをお渡ししますので対象施設等への貼り出しにご協力ください。
- ・補助金交付申請時に第3号様式を提出された申請者については、毎年度末ごと（リース料の支払いが終了したときは、当該支払いが終了した日から30日以内）に、浜松市3密対策事業者支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）と支払状況報告書（第3号様式）に支出内容が分かる書類を添えて提出してください。※補助金は支払実績が確認できたものに対して交付します。

10 問合せ先

「浜松市3密対策補助金事務局」

フリーダイヤル:0120-368-567

直通番号:053-452-4922

日程	開設時間	備考
～令和3年1月31日 (日)	9時30分～17時	※土日祝日除く